

## 人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／11月16日(木) 13:00~16:00
- 場所／清水会館

## 電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

# 人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291

ファクス 52-3210

## 京都ライトハウス

8月31日(木)、人権機関有田川の研修で、京都ライトハウスに行ってきました。京都市北区にあるこの施設は「京都に盲学生のための図書館を」という視覚障害者の願いを受け、視覚障害者協会や盲学校が中心となり「愛の鉛筆運動」が取り組まれ、資金を集め、初代館長となられた鳥居篤治郎氏が土地を提供し、昭和36年(1961年)に創立されました。

今日では、視覚障害者のみならず、さまざまな障害を持つ方々を支援する総合的施設となっています。バスが現地に到着し、私たちを出迎えてくれたのは、盲目の女性職員でした。先天的な盲目で、光を薄くぼんやり感じる程度の視力しかないと話すその彼女が施設内を案内してくれました。館内は元来視覚障害者の施設なので右側を通行し、点字作業所などを見学しました。特に印象に残ったのは、点字図書館であります。一冊の国語辞書を点字にすると、

点字は紙を加工しなければならぬので、膨大な冊数の辞書になります。点字を読めるようになるには、普通

一年ほどかかるそうで、私たちが辞書を何気なく引くのとでは違い、一つの言葉を調べると結構な労力を要することが分かりました。



<人権機関有田川委員研修の様子>

元の場合に戻り、二人一組となり、一人が目隠しをし、もう一人がその人の前に立ち、腕をつかんでもらい、館内を回る体験もしました。目隠しをすると、一歩を踏み出すのにも不安感があり、普段何も気にせず歩いていることが、非常にありがたいことだと痛感しました。

最後に、女性職員より話があり、彼女にとって視覚障害は日常であり、白杖を使って通勤するし、近所の人とは挨拶するし、料理も作る、至って普通の自立している女性であると思えました。

この文章の最後に初代館長鳥居篤治郎氏の言葉を紹介しておきます。「盲目は不自由なれど、盲目は不幸にあらずと、しみじみおもう」

人権機関有田川理事 則岡隆彦

## 全国一斉 女性の人権ホットライン 強化週間の実施

11月15日(水)～11月21日(火)は全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

法務局の職員または人権擁護委員が電話に対応し、相談者の話を聞いて、どうしたらよいかを一緒に考えます。相談内容に人権侵犯の疑いがある場合には、法務省の人権擁護機関として事案に応じた措置を講じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

### ●女性の人権ホットライン

☎ 0570・070・810

- ・強化期間中の受付時間／8時30分～19時(土日は10時～17時)
- ・通常(強化週間以外)の受付時間／平日の8時30分～17時15分

問 和歌山県地方務局・和歌山県人権擁護委員連合会

☎ 073・422・5131